

長野県警察工事成績評定評価委員会に関する要綱

(趣 旨)

第1 本要綱は、長野県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 長野県警察本部が契約した国費工事で長野県警察工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項（評定の修正を含む。）
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 警務部会計課長
 - (2) 警務部会計課次長
 - (3) 警務部会計課監査室長
 - (4) 警務部会計課施設室長
 - (5) 警務部会計課施設室課長補佐
 - (6) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員長は、警務部会計課長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、会計課施設室が行う。